

公益財団法人松風会役員等の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人松風会（以下「松風会」という）の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(役員等の費用弁償)

第3条 松風会役員等が、評議員会及び理事会並びに監事会のために旅行した場合は、所要の交通費を支給する。

- 2 宿泊費は、1泊、10,500円以内とする。
- 3 車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。1キロメートル未満の場合は、これを切り捨てる。

附則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年5月29日から施行する。
- 3 昭和59年5月8日から施行する。
- 4 平成3年1月29日から施行する。
- 5 平成19年4月19日から施行する。
- 6 平成28年4月1日から施行する。
- 7 令和元年5月21日から施行する。